

兵庫労働局発表

平成23年3月28日(月)

担当	職業安定部職業安定課
	課長 岡本 壽
	地方労働市場情報官 柴本 由雄
	電話 078-367-0801

東北地方太平洋沖地震関連雇用支援相談窓口 (震災特別相談窓口) の設置について

兵庫労働局(局長 白川 欽也)は、去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被災者に対する職業相談をはじめ、採用内定取消しや入職時期の繰り下げとなった学生等及び地震の影響を受け事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の雇用維持活動の支援等を目的に「震災特別相談窓口」を明日(3月29日)から県内全ハローワークに設置することを「東北地方太平洋沖地震関連雇用支援本部」において決定した。

1 相談窓口

(1) 全ハローワーク(出張所を含む。) 問合せ先 別添一覧のとおり

被災者の再就職支援及び雇用保険の失業給付等((3)の学生等にも対応)

(2) ハローワーク助成金デスク 問合せ先 TEL078(221)5440

事業所向けの雇用調整助成金等の助成金の相談

(3) 新卒応援ハローワーク(神戸、三宮) 問合せ先 (神戸) TEL078(351)3371
(三宮) TEL078(231)8616

地震により採用内定取消しや入職時期の繰り下げとなった学生・生徒・既卒者等の再就職支援等

2 相談窓口設置日

平成23年3月29日(火)～

※ 新卒応援ハローワークについては、本日、設置済み。

3 東北地方太平洋沖地震関連雇用支援本部事務局

兵庫労働局 職業安定部 職業安定課 地方労働市場情報官
(神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー14階)
TEL078(367)0801 Fax078(367)3852

東北地方太平洋沖地震関連雇用支援本部の概要

(目的)

東北地方太平洋沖地震の被災者に対する雇用支援及び地震の影響で事業活動が縮小した企業の雇用維持活動に対する支援等を目的に設置。

(本部の構成)

【構成員】

労働局長（本部長）
職業安定部長（副本部長）
職業安定課長（事務局長）
職業対策課長
需給調整事業課長
職業安定課 地方労働市場情報官

(業務内容)

1 相談窓口の設置

労働局及び各ハローワークに「震災特別相談窓口」を設置する。

・労働局職業安定課

東北地方太平洋沖地震関連の各種雇用支援など総合相談窓口

・ハローワーク助成金デスク

雇用調整助成金等助成金を活用した企業の雇用維持の相談

・各ハローワーク

東北地方太平洋沖地震の被災者に対する失業給付及び再就職支援

地震の影響で事業活動が縮小した企業の雇用維持活動に対する支援

地震により採用内定取消しや入職時期の繰り下げとなった学生・生徒・既卒者等の再就職支援

2 関連機関等との連携

兵庫県など関係機関と連携を図り被災者等に対する雇用支援を実施。

3 情報収集

相談窓口及び関連機関との連携により情報収集を行い、的確な支援を実施する。

(設置日)

平成23年3月22日（火）

兵庫県内ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

雇用保険の手続きは、避難先住所を管轄するハローワークで行ってください。

	ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
神戸・明石地区	神戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町 1-3-1	078(362)8609	神戸市 《ハローワーク三田、灘、明石及び西神の管轄区域を除く》
	三田	〒669-1531 三田市天神 1-5-25	079(563)8609	三田市、 神戸市北区のうち有野台、有野町、有野中町、唐櫃、 六甲台、有馬町、淡河町、大沢町、鹿の子台北町、鹿の子 台南町、唐櫃台、京地、道場町、長尾町、西山、八多町、 東有野台、東大池、藤原台北町、藤原台中町、藤原台南町、 赤松台、上津台、菖蒲が丘
	灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通 5-2-2	078(861)8609	神戸市灘区、東灘区、 神戸市中央区のうち旭通、吾妻通、生田町、磯上通、 磯辺通、小野柄通、小野浜町、籠池通、上筒井通、神若通、 北本町通、国香通、雲井通、熊内町、熊内橋通、御幸通、 琴ノ緒町、坂口通、東雲通、神仙寺通、大日通、筒井町、 中尾町、中島通、二宮町、布引町、野崎通、旗塚通、 八幡通、浜辺通、日暮通、萱合町、真砂通、南本町通、 宮本通、八雲通、若菜通、脇浜海岸通、脇浜町、割塚通
	明石	〒673-0891 明石市大明石町 2-3-37	078(912)2277	明石市、 神戸市西区のうち曙町、天が岡、伊川谷町有瀬、 伊川谷町上脇、伊川谷町潤和、伊川谷町長坂、伊川谷町別府、 池上、今寺、岩岡町、枝吉、王塚台、大沢、大津和、上新地、 北別府、小山、白水、玉津町、天王山、中野、長畑町、 福吉台、二ツ屋、丸塚、水谷、南別府、宮下、持子、森友、 竜が岡、和井取
	西神	〒651-2273 神戸市西区靴台 5-3-8	078(991)1100	神戸市西区《ハローワーク明石の管轄区域を除く》、 三木市
阪神地区	尼崎	〒661-0021 尼崎市名神町 3-12-2	06(6428)0001	尼崎市
	西宮	〒662-0862 西宮市青木町 2-11	0798(75)6711	西宮市、芦屋市、宝塚市
	伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽 1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072(772)8609	伊丹市、川西市、川辺郡
東・西播磨地区	加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野 1742	079(421)8609	加古川市、高砂市、加古郡
	西脇	〒677-0015 西脇市西脇 885-30 西脇地方合同庁舎	0795(22)3181	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡
	姫路	《姫路本庁舎》 〒670-0947 姫路市北条字中道 250 《姫路大手前庁舎》 〒670-0902 姫路市白銀町 50 日本生命姫路ビル	《姫路本庁舎》 079(222)8609 《姫路大手前庁舎》 079(222)4783	姫路市《ハローワーク龍野の管轄区域を除く》、 神崎郡、揖保郡 ※事業主の方は姫路大手前庁舎をご利用ください。
	龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永 1005-48	0791(62)0981	たつの市、宍粟市、佐用郡、 姫路市のうち安富町
	相生	〒678-0031 相生市旭 1-3-18 相生地方合同庁舎	0791(22)0920	相生市、赤穂市のうち西有年、東有年、有年横尾、有年檜原、 有年原、有年牟礼、赤穂郡
	赤穂	〒678-0232 赤穂市中広字北 907-8	0791(42)2376	赤穂市《ハローワーク相生の管轄区域を除く》
丹波・但馬地区	柏原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪 1569	0795(72)1070	丹波市
	篠山	〒669-2341 篠山市郡家 403-11	079(552)0092	篠山市
	豊岡	〒668-0024 豊岡市寿町 8-4 豊岡地方合同庁舎	0796(23)3101	豊岡市
	香住	〒669-6544 美方郡香美町香住区香住 844-1	0796(36)0136	美方郡
	八鹿	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿 1121-1	079(662)2217	養父市
	和田山	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 105-2	079(672)2116	朝来市
淡路	洲本	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799(22)0620	洲本市、南あわじ市、淡路市

※ 土・日・祝日等は、雇用保険業務を取り扱っておりません

東北地方太平洋沖地震に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

▶ ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

▶ 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

▶ 災害時における雇用保険の特例措置について

① 概要

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

② 特例措置の利用に当たっての留意事項

- 上記①に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「休業票」をご持参ください。
- 上記②に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「離職票」をご持参ください。

※事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。

- この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されませんので、制度利用に当たってはご留意願います。



厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。